

つがる市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画 Ver1.0

つがる市

はたらくシア Plan

Hataraxia Plan

令和8年2月策定

つがる市教育委員会

Capter 1 プランの策定に当たって	
1 目 的	1
2 現 状	1
3 計画の期間	2
4 目 標	2
5 保護者と地域の皆様へ	2
Capter 2 プランに係る関連法令等	
1 本市の関連規則	3
2 国の動向	4
3 学校と教師の業務の3分類	5
Capter 3 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	6
2 学校における措置の推進	8
3 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	9
4 働く環境の整備充実に係る取組	9
Capter 4 関連する取組と今後のフォローアップ	
1 関連する取組	10
2 今後のフォローアップ	10

＝本プランの位置づけ・趣旨＝

本プランは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。令和7年6月18日法律第68号による改正）第8条第1項で定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置づけ、その名称をつがる市はたらくシア Plan (Hataraxia Plan) とします。

「はたらくシア」は、エピクロス派の思想である「アタラクシア（心の平静な状態）」から着想を得た造語です。

本プランは、日々の業務を通じて教職員一人一人が内面の安定と満足感を得られ、「学校で働くことの幸せ」を実感できる職場環境の実現を目指します。過度な業務負担や精神的ストレスを軽減し、心身ともに穏やかで充実した状態で教育活動に取り組めるよう、働き方を根本から見直します。

本プランを推進することにより、教職員はより創造的に、そして生き生きと子どもたちと向き合うことができるようになり、本市の子どもたちの豊かな学びと成長を育むことで、結果として「学校全体のしあわせ」へと繋がることを目指します。

1 目的

本市教育委員会が推進する学校における働き方改革は、単なる業務削減と効率化に留まらず、教職員が仕事を通じて得られる喜びや充実感、自己実現への満足感といった「働きがい」を享受できる環境の充実を図り、最終的に「子どもたちの健やかな成長と学びの質の向上」という学校教育の究極的な目標を実現することを目指します。

このため、本プランで掲げた目標を達成すべく、教育委員会は、校長とともに教職員（以下「教職員」）の負担軽減と効率化による時間外在校等時間の改善と心身の健康を維持しながら安心して働ける職場環境づくりに取り組み、本市学校教育の充実を目指します。

2 現状

(1) 本市教職員の時間外在校等時間の状況

令和6年度校種別の時間外在校等時間

	月平均	月 45 時間以上の割合	月 80 時間以上の割合
小学校 (県)	27 時間 (28.5)	14.8% (18.6)	0.7% (1.6)
中学校 (県)	43 時間 (40.7)	41.5% (37.5)	10.0% (8.7)

資料：青森県教育委員会実施の令和6年度「学校における働き方改革」に係る取組状況調査（在校等時間に係る分）から抽出したデータを使用。

本市小学校教職員の月平均時間外在校等時間は27時間で、県平均を下回っており、良好な状況にあると言えます。また、「月45時間以上」の割合も県平均より低いです。一方、中学校教職員の月平均時間は43時間で、県平均を上回り、「月45時間以上」の割合も41.5%と県平均より高く、特に「月80時間以上」の割合は10.0%と県の8.7%を上回っており、長時間勤務が課題であり、一層の改善が必要です。

(2) 本市教職員の年次休暇取得の状況

令和7年1月から8月末における校種別の年次休暇取得率

	学校数	教職員 1 人あたりの取得率※	備考
小学校	7 校	45.2%	
中学校	5 校	39.2%	
計	12 校	42.7%	

資料：つがる市教育委員会（各校の毎月の報告から算出）

令和7年1月から8月末における年次休暇の取得率は、小学校が45.2%、中学校が39.2%でした。中学校は4割を下回っており、小学校よりも取得が進んでいない状況です。全体の取得率は42.7%ですが、教職員の心身の健康維持や働きやすい職場環境づくりの観点から、特に中学校における取得率の向上に向けた取り組みを強化し、一層の改善が必要です。

※取得率の計算は、(年間の取得日数計/年間の付与日数計) × 100 (%)
 時間休暇は、合計時間を7時間45分で割って取得日数に加算

3 計画の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日【3年間】

PDCAを生かし、必要に応じて見直しを実施します。

4 目標

本プランは、負担軽減と効率化による時間外在校等時間の改善と教職員の心身の健康を確保し、仕事への「働きがい」を高めることを通じて、教育の質の向上に直結させるため、以下の具体的な数値目標を設定し、その達成を目指します。

■ワークライフバランスと働きがい

項目	現状	目標値	測定方法
時間外在校等時間	小：平均 27 時間 中：平均 43 時間	月平均 30 時間以下※	在校時間記録
年次有給休暇の取得	小：45.2% 中：39.2%	50%以上	休暇簿の記録
①健康リスクの値	—	80 以下（基準値 100）	ストレスチェック 集団分析
②仕事や生活の満足度	—	110%（全国比 100）	ストレスチェック 満足度
③働きがい	—	110%（全国比 110）	ストレスチェック 働きがい

※本プランは単なる時間削減ではなく「働きがい」と「教育の質向上」の実現にあるため、「つがる市小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を基準として適切な数値を設定。

＝ストレスチェックの値＝

①の値は小さいほど良好 ②③の値は大きいほど良好と判断

5 保護者と地域の皆様へ

現在、全国の公立学校において、心の病（メンタルヘルス不全）により休職する教職員は過去最多の水準にあり、教職員の健康の確保は喫緊の課題です。また、教員不足も深刻な課題となっています。これは、教育現場が危機的な状況にあることを示しています。教職員の心身の健康を守ることは、大切なお子様の安全・安心と、健やかな学びの環境を維持することそのものです。

本市教育委員会が推進する学校における働き方改革は、単なる「業務の削減や長時間勤務の是正」だけではなく、教職員が情熱を持って教育に打ち込める環境づくりであり、そのことは子どもたちに質の高い教育を提供するための絶対条件であると考えています。

地域全体で子どもたちによりよい教育環境を実現するため、学校・家庭・地域が本プランを共有し、それぞれで何ができるかを考え、連携・分担することができるよう、地域・保護者の皆様からもさらなるご理解・ご協力をお願いいたします。

1 本市の関連規則

令和3年11月1日つがる市教育委員会規則第4号

つがる市小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年青森県条例49号)第7条の規定に基づき、つがる市立小学校及び中学校の教育職員(同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。)(以下「教育職員」という。)(が正規の勤務時間(同条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)(及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(在校等勤務時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限等)

第2条 つがる市教育委員会(以下「教育委員会」という。)(は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。)(第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)(を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的な所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

1 この規則は、令和3年12月1日より施行する。

2 国の動向

国は、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）」^{*1}の一部改正と、これに伴う関係政令の整備を行いました。この改正のねらいは、教職員の労働環境を改善し、教育の質の維持向上を図ることにあり、その実現のために、学校業務の適正化や在校等時間の厳格な管理が求められます。このため、設置者である教育委員会及び学校は、以下の措置を講じる必要があります。

(1) 教育委員会

① 実施計画の策定・公表・報告に関すること

- ア 指針に即した実施計画の策定及び公表
- イ 業務量管理・健康確保措置の実施により達成しようとする目標の設定
- ウ 実施計画の実施状況及びイにより掲げる目標の達成状況の把握と毎年の公表
- エ 総合教育会議への毎年の報告（実施計画の策定・変更、実施計画の実施状況）

② 教職員の健康確保に関すること

（給特法第7条、労働安全衛生法第66条、指針第2章第1節関係）

- ア 在校等時間の上限方針の策定
- イ ICT等を活用した客観的な方法による在校等時間の把握
- ウ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定の遵守^{*2}
- エ ストレスチェックの実施^{*3}

(2) 学校

① 学校評価に関すること（学校教育法第42条関係）

学校評価の結果に基づき講ずることとされている「学校運営の改善を図るため必要な措置」について服務監督教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合させること

② 学校運営協議会に関すること（地教行法第47条の5関係）

学校運営協議会が置かれている学校は、「学校運営に関する基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めること

③ 教職員の健康確保に関すること

（給特法第7条、労働安全衛生法第66条、指針第2章第1節関係）

ICT等を活用した客観的な方法による在校等時間の把握をすること

3 学校と教師の業務の3分類

給特法に基づき改正された「業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会がとるべき措置に関する指針」において、学校と教師の業務を3つに分類し、それぞれの対応が示されました（下図参照）。

本プランでは、この3分類の考え方を踏まえ、学校現場のニーズに基づき、業務改善の対象を特定し、可能なものから計画に反映させて実行します。

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

▶ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校**ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1** 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2** 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3** 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4** 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5** 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6** 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7** 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8** ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9** 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10** 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11** 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12** 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13** 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14** 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15** 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16** 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17** 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18** 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19** 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

- ※ 1 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和 46 年法律第 77 号。令和 7 年 6 月 18 日法律第 68 号による改正）
- ※ 2 労働安全衛生法においては、安全衛生管理上の責任者として、校長に対し、教職員の勤務時間の把握を義務付けている。一方で、指針においては、在校等時間の長時間化を防ぐための取組等の措置を講じるため、サービス監督教育委員会に対し、所管する学校の在校等時間を把握することを定めている。
- ※ 3 ストレスチェックについて、教職員数が 50 人未満の学校については、当分の間、努力義務とされているが、自身のストレスへの気付きを促す等重要な効果があることを考慮し、メンタルヘルス対策の一環として、学校の規模に関わらず、全ての学校において適切に実施することが望ましい。

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(1) 学校以外が担うべき業務

① 過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案への対応

教育委員会内に「学校問題解決支援チーム（仮称）」を設置し、学校からの相談に加え、保護者等からの相談・苦情を直接受け付ける一元的な窓口を整備します。学校で対応が困難な事案に対して課題発生時から終結後まで関わる伴走型支援を行い、学校職員が教育活動に注力できる環境を確保します。また、市長部局と連携を強化し、必要に応じて警察や弁護士等の専門家を迅速に活用できる環境を整備します。これにより、法的な視点や専門的な知見に基づき、教育委員会の責任において当該事案に組織的かつ厳正に対応できる体制を構築します。

② 学校と連携した学校徴収金（副教材費等）の徴収・管理

学校は徴収対象経費を真に必要なかつ最小限の範囲に精選し、保護者負担の適正化を図ります。その上で、長期未納者への督促業務を教育委員会が担うなど教職員の事務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保を最優先とします。

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

① 部活動の地域連携・地域展開

つがる市部活動に関する地域展開推進計画に基づき、休日及び平日の部活動を順次地域クラブ活動へと移行・展開を進めます。地域クラブ化に時間を要する部活動は、暫定的な措置として部活動指導員の配置で対応する体制を整備します。その際はつがる市部活動の指針を踏まえ、休養日や活動時間等を設定します。

② ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

各校に配置されている ICT 支援員が教育委員会と連携を図りながら、ICT 機器やネットワーク設備の保守を担い、必要に応じてメンテナンス事業者等への連絡や事務手続きを行います。

③ 調査・統計等への回答

教育委員会が把握しているデータで回答が可能な調査・統計は、学校に調査依頼を行わずに回答する体制を整備します。また、統合型校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。学校・教育委員会間の文書のやり取りには、専用の共有フォルダーや今後導入が予定されている統合型校務支援システム等を活用し、ペーパーレス化を推進します。

(3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 支援を必要とする児童生徒・家庭への対応

引き続き、スクールサポーター（学校教育支援員）の配置に努め、授業等における支援の充実を図ります。

支援が必要な児童生徒や家庭を支援するため、学校の求めに応じて心理や福祉の専門的な知見をもつスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣し、教職員と連携・協働した支援体制を構築します。

また、医療・児童福祉・警察等の関係機関の支援が必要な場合は、ケース会議を開催するなどして、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築します。

② 校内教育支援センターのサポート

教育委員会の相談員が、学校の求めに応じて各校に設置された校内教育支援センターを巡回し、児童生徒に対して教育相談や活動支援などサポートするほか、教職員へのコンサルテーションを行うなど専門的な支援を実施します。

③ 授業準備、学習評価や成績処理

県の事業を活用し、授業準備や採点作業等を補助するスクールサポートスタッフ（教員業務支援員）を全校に配置します。

今後導入が予定されている統合型校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

2 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

(1) 授業時数設定の適正化と見直し

各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。また、教員の時間的なゆとりを確保することで、授業準備を充実させ、授業の量より質を高めることへの転換を目指します。

(2) 日課表の工夫

教職員の終業時刻前に1時間程度の余白^{※1}を設定し、授業準備の充実や業務整理に充てることで、時間外在校等時間を削減します。そのため、授業以外の日課について、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動や清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行い、時間短縮と平準化を図ります。

(3) デジタル技術の活用による校務の効率化

デジタル技術の活用により、各種会議資料のペーパーレス化やフォーム作成ツールによるデジタル集計を用いるなどの校務を効率化します。この指標として「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」^{※2}に基づいた自己点検の達成状況を、各校400点（R6つがる市316.7点）を目指します。

(4) 継続・拡充を図る取組

① 水曜日午前授業の実施【令和9年度実施】

隔週の午前授業実施の効果を踏まえ、各校の学校運営協議会での確認や学童保育クラブの体制整備を行い、令和9年度から毎週水曜日の午前授業を実施し、まとまった校務処理の時間を確保します。教材研究や会議のほか、教職員が計画的に年次休暇を取得できる環境を整備します。

② 長期休業における日直業務の時間短縮

長期休業期間中、午後の来客や電話が少ない状況を踏まえ、日直業務の時間を短縮します。日直業務の時間を短縮することで、日直担当者だけでなく、周囲の教職員の早期退勤と年次休暇取得を促進し、心身のリフレッシュやワークライフバランスの向上を推進します。

※1「余白」とは、日課表上の授業や会議といった定型的な業務に縛られずに確保された、教員が自身の裁量と判断に基づいて業務を選択・遂行できる時間。

※2「GIGAスクール構想」の基盤を活用し、校務の情報システム化やデータ連携の状況を確認し、DXを推進するための点検項目です。（文部科学省）

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員は医師による面接指導の対象者とします。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバル^{※1}の確保に取り組みます。
- ・夏季休業における早出勤務制度の活用を促進します。
- ・学校規模にかかわらず、市内すべての小中学校でストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進します。
- ・年次休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・長期休業の期間中に7日以上为学校閉庁日を設定します。(連続性を考慮し、週休日・祝日も学校閉庁日に含めます)

4 働く環境の整備充実に係る取組

(1) 教員一人一台のサブモニターの設置

統合型校務支援システムや採点支援システムの導入を見据え、教員一人一台のサブモニターを設置します。これにより、入力・参照や同時・並行作業などが容易になり校務処理の効率化が図られます。

(2) 統合型校務支援システムや採点支援システムの導入

統合型校務支援システムの導入により校務のデジタル化・一元管理による教職員の業務負担軽減と情報共有の円滑化を推進します。また、採点支援システムの導入によりテストの採点業務の負担軽減と、蓄積された学習データに基づいた指導の強化を図ります。

(3) 緊急連絡メールと留守番電話の設置

夜間や休日など学校に教職員が不在の場合に、保護者からの緊急な連絡を受けられるためのメールシステムを構築し、危機管理に迅速に対応できる体制を整備します。併せて、教職員の勤務時間外には、留守番電話で対応することとし、定時退勤や残務に専念できる環境を整えます。

※1 終業時刻から翌日の始業時刻までの間に、一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることを義務付ける制度です。

1 関連する取組

(1) 長期休業中の研修の精選

つがる市教育研究会に対して夏季休業中に実施されている全教職員対象の研修会の見直しを働きかけます。必要不可欠な研修については、教職員が時間や場所に囚われずに受講できるオンデマンド方式の導入を支援していきます。これにより、研修負担を軽減し、教職員の主体的な学びを促進します。

(2) 提出書類等のペーパーレス化の促進

統合型校務支援システムの導入を見据え、つがる市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年2月11日教育委員会規則第14号）の見直しを実施し、学校と教育委員会とのやり取りのペーパーレス化をさらに促進します。原則、押印を求めないこととします。

2 今後のフォローアップ

(1) 取組の着実な実行と成果を確認するため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、つがる市のHPで公表するとともに、教育委員会の定例会及び総合教育会議において報告します。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、市長部局・関係機関に情報共有と協力を仰ぎます。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システム・年次休暇管理システムで把握し、規則に照らしてフォローする体制を整備します。その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果により把握します。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(6) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。